共済だより

今年度より、独立行政法人　中小企業基盤機構（国が全額出資）が行っている「小規模企業共済制度」「経営セーフティ共済」の取扱いを協同組合阪神商工共済会で、出来るよう申請書を提出、五月から受付予定いたしております。

『小規模企業共済制度』

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では五人以下）の個人事業主及び会社の役員の方がやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図る為の資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

①廃業時・退職時、共済金を受け取れます。

②共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。

③掛金は毎月1,000～70,000円　全額所得控除になります。

④事業資金等の貸付制度が利用できます（担保・保証人は不要）

『経営セーフティ共済』

取引先の予期しない倒産に対応する為の制度です。

①倒産した取引先との商取引の確認により借入が出来ます。

掛金の10倍の範囲内で被害額相当額まで。無担保・無保証人

通常、十八日以内で貸付が実行されます。

②掛金は経費（損金）算入できます。

③掛金は掛け捨てではありません。貸付を受けなければ、掛金が返還されます

十二ケ月以上納めていれば80％以上、四〇ケ月以上納めていれば任意解約で100％戻ります。

労働保険事務組合お知らせ

労働保険料の年度更新の時季が近づいてまいりました。平成21年4月～平成22年3月までの労働保険料を確定し、平成22年4月からの概算保険料の計算をします。毎年のことではございますが、5月上旬より賃金額報告のご連絡をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、労働保険事務組合に委託をされていない組合員様におきましては、前記のような煩雑な労働保険料の計算および徴収や事業主様の労災（特別加入）も当労働保険事務組合がさせていただいております。

労災保険や雇用保険で少しでも不明な点がございましたら、お気軽にお電話ください。

委託のご検討のほどよろしくお願いいたします。

PYXIS
ピクシス
発刊者　協同組合　阪神商工共済会
尼崎市東難波町５丁目 21-7
℡　06-6481-3131

東方見聞録

ワコール専門店
株式会社さつき
代表取締役　上村　保子

尼崎中央商店街五番街の、ほぼ中央に位置するワコールショップサツキさんは、女性下着の専門店を開業されて今年で創業五十四年目を迎えます。

サツキさんでは、ファッション性の高い商品だけでなく、移りゆく季節や年齢と共に変化する身体に合わせて工夫を施された商品にも重点を置き、コンサルティングやアドバイスをされています。

例えば、蒸し暑い夏の屋外と、冷房の効いたビル内との温度差からくる不快感を軽減し快適に過ごすための肌着や、加齢にともない緩慢になる動作を補うためのサポート機能のある肌着等のつけ方や選び方などです。

日々着用の下着では選び方次第で、小さな不満も大きな不満となり、やがては不快や苦痛となってしまいます。そのため、おと、納得のいく健康的で若々しいボディラインを見つけていただきたいというのがお店のモットーです。

今、若さや健康への関心の高まりと共に、色が人に与える影響、いわゆるカラーパワーについて話題になっていますが、表にはでない下着で様々なカラーバリエーションを楽しむことにより、心にも身体にもハリができるのではないでしょうか。

サツキさんでは、「カラーパワーを身につけて幸運をつかむ」という動きを見逃せない購買意欲につながるアイコンとして捕らえ、ディスプレイにも気をつけているそうです。

会員証としてポイントカードを発行、1,000円のお買い上げにごとに1ポイント進呈、50ポイントで2,000円分のお買いものができ、さらに会員の方にはお誕生日月の10％引きのサービスもあります。

ワコール下着の専門店は、一見入り辛いようですがアドバイスを受けるだけでも是非おたちよりいただき、多くの方に下着がもたらす快適さをしって欲しいということです。

きっと新しいかたちのおしゃれが見つかります。

尼崎中央四丁目 商店街振興組合 アーケード・カラー舗装完成

尼崎中央四丁目商店街で進められていたアーケードと道路の改修が終わり四月四日完工式がおこなわれました。

今回のリニューアルのテーマは『「七福神」（作家 尼子騒兵衛）寺町と回遊できる商店街・「メイドイン尼崎」が体感できる商店街』です。

アーケード中央部のドームには、人気漫画「落第忍者乱太郎」の作者尼子騒兵衛さんが、商店街近くにある寺町の寺社にちなんで「七福神」の絵を描きました。

約二百メートルのアーケードを張り替えて太陽が差し込みやすくしたほか、道路も御影石のカラー舗装に取り替えました。

アーケードを支える柱にはショーケースを埋め込み、調味料や水あめなど地元特産品二十三点が飾られています。

～シリーズ 年金～ 年金の未納をしないために

最近では、保険料を払った分だけ年金を受け取れないことを理由に未納が増えてきております。しかし、年金は老後の備えというだけではなく、死亡あるいは障害者と認定をされた場合でも、一定の要件を満たしていれば、遺族年金や障害年金を受け取ることができるのです。リスクヘッジとしても、絶対に未納は避けていただきたいと思います。

このような未納を避けるためには、“保険料が払えない”状態であっても「免除」を選択することが大切です。未納だと無年金者になってしまいますが、免除は年金をもらう権利を手にできるばかりではなく、保険料を支払わなくても、一定額の年金がプラスされることとなります。

未納の状態では、その期間は受給資格期間に算入されません。結果として、年金の受給資格である加入期間25年をクリアできないケースも出てきます。しかし、保険料を免除された期間は、「保険料免除期間」として受給資格期間に算入できるのです。また、10年前まで遡って後に納付することも可能で、後に納付をすれば年金の減額は避けられることとなります。（追納制度）

このようなことから、未納ではなく免除という制度を選択していただき、そのためにも住所地の市役所の国民年金課へ行っていただき、「免除の申請」の手続を行っていただきたいと思います。

雇用保険 料率改定

平成22年4月1日より雇用保険料率が改定されました。

雇用保険料率表

平成22年4月1日より

区分	改定			現行		
	保険料	事業主負担分	被保険者負担分	保険料	事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業	1,000分の15.5	1,000分の9.5	1,000分の6	1,000分の11	1,000分の7	1,000分の4
農林水産・清酒製造の事業	1000分の17.5	1,000分の10.5	1,000分の7	1,000分の13	1,000分の8	1,000分の5
建設の事業	1000分の18.5	1,000分の11.5	1,000分の7	1,000分の14	1,000分の9	1,000分の5

（注）平成22年4月1日より、被保険者負担分が1000分の2（0.2%）増加いたしました。

改正後の料率は左記のようになっております。

控除もれ等がございませんようご注意お願いいたします。

また、同日より雇用保険被保険者の適用範囲（雇用保険の被保険者の取得資格を取得しなければならない従業員の方）が改正され、1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上雇用の見込みがある従業員の方となりました。適用範囲が広められ、より多くの従業員の方が対象の雇用保険の加入が義務付けられるようになりました。

赤字対策で 役員給与を減額する

役員給与の改定については、税務上の制約があるため増額、減額ともに慎重に判断する必要があります。法人税法で定める「定期同額給与」は、1事業年度を通じて支給額がずっと同額であるのが原則ですが、そのほかにこれに準ずるものとしていくつかのケースが認められており、その一つが「業績悪化改定」です。

業績が悪化して、役員給与の減額をする場合の判断については左記のようなケースがありますので参考にしてください。

業績悪化改定事由と認められる例示

（国税庁Q＆Aより）

①株主との関係上、業績や財務状況について、役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合

②取引銀行との間で行われる借入金返済のリスケジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合

③業績や財務状況または資金繰りが悪化したため、取引先等の利害関係者から信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに役員給与の額の減額が盛り込まれた場合